三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四・五　（略）

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四～六　（略）

3　（略）

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七　第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条の十第二項第四号	第二十八条第三項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号
第六条の十第二項第五号	第六条の十四第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項
（略）	（略）	（略）
第六条の十六第二項第五号	第二十九条第四項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項第一号
（略）	（略）	（略）

（新設）

三・四　（略）

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三～五　（略）

3　（略）

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七　第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条の十第二項第三号	第二十八条第三項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号
第六条の十第二項第四号	第六条の十四第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項
（略）	（略）	（略）
第六条の十六第二項第四号	第二十九条第四項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項第一号
（略）	（略）	（略）